

令和3年度名古屋市教育委員会第14号議案

名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由

経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対し、より速やかに就学援助を行うため、就学援助の期間を変更します。

2 改正内容

就学援助を受けることができる期間の開始月を、教育委員会が申請を受理した月とします。ただし、申請を受理した月の1日に本市の小・中学校に在籍していない児童生徒については、申請を受理した月の翌月とします。

【現行】

申請月	給付開始月
4月	申請月
5～8月	申請月の翌月
9月	申請月
10～3月	申請月の翌月



【改正後】

申請月	給付開始月
4～3月	申請月

3 施行期日

令和3年9月1日から施行します。

4 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則

名古屋市就学援助規則（平成15年名古屋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「の翌月（4月又は9月に受理した場合にあっては同月）」を「（以下「申請月」という。）」に、「7月」を「8月」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 申請月の初日において名古屋市立の小学校に在学していない児童又は中学校に在学していない生徒に係る就学援助を受けることができる期間は、前項の規定にかかわらず、申請月の翌月から翌年度（4月から7月までに受理した場合にあっては当該年度）の8月までとする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市就学援助規則（抜すい）

改 正 案	現 行
<p>(就学援助の期間)</p> <p>第6条 就学援助を受けることができる期間は、委員会が認定の申請を受理した日の属する月（以下「申請月」という。）から翌年度（4月から8月までに受理した場合にあっては当該年度）の8月までとする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>2 申請月の初日において名古屋市立の小学校に在学していない児童又は中学校に在学していない生徒に係る就学援助を受けることができる期間は、前項の規定にかかわらず、申請月の翌月から翌年度（4月から7月までに受理した場合にあっては当該年度）の8月までとする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 小学校への就学予定者に係る就学援助を受けることができる期間は、第1項の規定にかかわらず、2月から3月</u></p>	<p>(就学援助の期間)</p> <p>第6条 就学援助を受けることができる期間は、委員会が認定の申請を受理した日の属する月の<u>翌月（4月又は9月に受理した場合にあっては同月）</u>から翌年度（4月から7月までに受理した場合にあっては当該年度）の8月までとする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>2 小学校への就学予定者に係る就学援助を受けることができる期間は、前項</u></p>

(名古屋市立小学校の入学者にあっては翌年度の8月) までとする。

名古屋市立小学校の入学者にあっては翌年度の8月) までとする。